

非常時の臨時休業規定

- ① 午前6時において玉野市，岡山市，または倉敷市のいずれかに「暴風警報」，「大雨警報」，「洪水警報」，「高潮警報」または「特別警報」のいずれかが発令されている場合（以下，警報等とする。）は，全校生徒は自宅待機（または避難に関する自治体からの発令に従う）とする。
- ② 午前6時において居住地または登校経路に警報等が発令されている場合は，該当生徒は自宅待機（または避難に関する自治体からの発令に従う）とする。その後，午前8時30分までに，同警報等が解除されない場合は，終日自宅待機とし，解除された場合は，安全を考慮しながら速やかに登校する。
- ③ ①において，午前8時30分までに，同警報等が解除されない場合は，臨時休業とし，解除された場合は，安全を考慮しながら速やかに登校する。
- ④ 前日の午後5時から当日の午前6時の間，玉野市または居住地に「震度5弱」以上の地震が発生した場合は，臨時休業とする。
- ⑤ 警報等が発令されていない状況であっても，大雨等の自然災害により，公共交通機関が停止している場合や，登校が危険な状況（道路の冠水，土砂崩れ等）の場合は，学校に連絡し指示を受ける。
- ⑥ 定期考査期間中に午前6時の時点で①または②に当たる場合は，臨時休業とし，定期考査は順延とする。
- ⑦ 始業後に警報等の発令や天災が発生した場合は，安全を最優先して学校待機もしくは下校の措置を待つ。
- ⑧ 連絡事項がある場合は，USAGI メールや Web ページ等で連絡するので確認する。